

仕 様 書

1 事業名

「高知市の家庭ごみの出し方チラシ」官民協働発行事業

2 事業概要

高知市の家庭ごみの出し方チラシは、高知市における家庭ごみの分別や排出方法、自分で持ち込む場合の施設等の情報をまとめたチラシで、本庁舎や各窓口センター等にて提供している。また、希望により町内会等へ配布するとともに、高知市ホームページに掲載している。

本事業は、事業者がこのチラシに係る編集、広告営業、印刷・製本等を行い、その費用を同事業者が募集する広告収入で賄うことにより、本市の家庭ごみ分別等に関する情報を広く市民に提供することを目的としている。

3 制作期間

協定締結日から令和9年3月31日まで

4 制作にかかる作業分担

(1) 高知市

- ・家庭ごみの分別情報等の提供

発行年の前年度の高知市の家庭ごみの出し方チラシに準じた内容及び情報を更新し、事業者に提供する。

- ・広告審査

事業者が集稿した広告について、審査を行う。

(2) 事業者

- ・編集

本市から提供する各種データ（PDF 形式及び AI 形式等）の編集を行う。併せて元データの無いものについては、画像、テキストのいかんにかかわらず作成、編集をすること。

文字やレイアウト、デザインについては、本市の指定したものを使用し、指示に従い校正（3回以上）・色校正（データでも可、1回以上）を行う。

- ・広告集稿

「高知市広告掲載基準」に基づき広告主を募集し、広告主一覧表（任意の様式）・広告原稿を作成する。

本市の審査に基づき、必要に応じて広告の校正を行う。

- ・印刷製本

上記で本市の承認を受けた内容に基づき、印刷・製本を行う。

- ・納品

印刷物をすべてクロス折り（4つ折り）にし、区切りが分かるようにしたものを、400枚ごとにビニール紐で十字に縛り高知市環境業務課へ納品するとともに、完成品の PDF 形式及び AI 形式（表裏両面と各面の2種類、広告部分は含まない）と、本市の指示で画像を作成した場合はその画像のデータを AI 形式で納品する。

5 制作経費

家庭ごみの出し方チラシの作成等に要する一切の費用は、事業者が集める広告及びその他の収入により賄うものとし、本市は一切の費用を負担しないものとする。

6 規格

- (1) 紙質 コート 110 kg
- (2) 大きさ A 2 サイズ
- (3) 刷色 カラー両面印刷
- (4) 印刷内容 別紙見本のとおり ※変更部分あり
- (5) 原稿 現行版データ (PDF 形式、AI 型式イラストレーターCS6 互換) 有
- (6) 構成 広告位置、構成割合は別紙見本のとおりとする。

7 作成部数

20,000 枚

8 納入期日

令和 9 年 3 月 31 日 (水)

9 配布予定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

10 広告

- (1) 広告主の募集、広告原稿作成は事業者が行うものとし、広告料は事業者の収入とする。
- (2) 広告主及び広告原稿は、高知市広告掲載要綱、高知市広告掲載基準、「高知市の家庭ごみの出し方チラシ」官民協働発行事業者募集要領、その他関係法令等（以下「広告掲載要綱等」という。）の規定を遵守すること。
- (3) 広告営業にあたっては、営業先に丁寧かつ十分な説明を行い、広告販売を行うこと。
- (4) 作成した広告原稿は本市の承認を得ること。なお審査に基づき修正が必要な場合には、本市の指示に従うこと。
- (5) 広告枠サイズの四分の一以上は、高知市内に本店、支店、営業所等を有する事業者の広告とすること。
- (6) 広告枠には、同枠の左上部に広告と明示するなど、広告であることがわかる記載を行うこと。また、枠外に次の文言を明記すること。

「※高知市が広告内容について推奨等するものではありません。

広告に関するお問い合わせは〇〇〇（納入事業者名及び電話番号）まで」

11 発行に関する責任、著作権

高知市の家庭ごみの出し方チラシの著作権は、本市が提供し、または作成を指示した情報等については本市に、協働発行を行う事業者が提供する情報及び広告については、事業者に帰属し、その範囲において責任を負う。

12 その他

- (1) 事業者は、円滑に事務が進められるよう、十分な体制で業務を行うこと。また計画的な事務の推進のため、工程表（任意の様式）を作成し、本市の確認を受けること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議の上決定する。

〒781-0271

高知市長浜宮田 2000-10

高知市環境部環境業務課

相談サービス係 青木、氏原

TEL:856-5374／FAX:856-5391